

基融第25-64号

平成25年3月19日

一般社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一 殿

一般財団法人建設業振興基金
理事長 内田 俊一



建設業災害対応金融支援事業等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本財団の業務につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添の通り、国土交通省土地・建設産業局長より建設業災害対応金融支援事業の創設、地域建設業経営強化融資制度及び下請債権保全支援事業の延長・拡充に係る通達が発出されました。

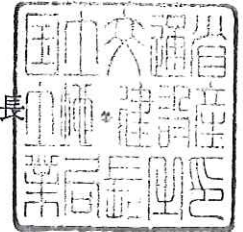
つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴協会支部及び会員に対しまして、ご周知をよろしくお願い申し上げます。

敬具

国土建第400号
国土建振第35号
平成25年3月11日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



建設業災害対応金融支援事業について

建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。また、災害時における応急復旧活動など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。一方、建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、建設機械の保有に見合った工事量が確保できないことなどから、建設機械を保有する建設業者が減少してきており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となることが懸念される。

このため、今般、本年2月26日に成立した平成24年度補正予算において、災害協定を締結している地域建設業者に対し、災害時において使用される建設機械等の購入資金の金利助成のための予算が計上された。

この度、上記の予算措置を受け、災害時において使用される代表的な建設機械等の購入・保有を促進し、これらの建設業者による災害対応能力の向上を図るため、災害協定に基づく活動を実施する建設業者が、当該活動をする際に使用する一定の建設機械等を購入する場合に、資金の調達金利等の助成を行う建設業災害対応金融支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

ついては、本事業について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1 本事業の概要

本事業は、災害協定に基づく活動を実施する中小・中堅建設業者（以下「災害対応建設業者」という。）が一定の建設機械等（以下「災害対応建設機械等」という。）を購入する際に調達する資金等に係る金利に対し、一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が、その一部を助成するものである。

2 本事業の対象範囲

(1) 対象となる災害対応建設業者

本事業の対象となる災害対応建設業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅建設業者とする。

- ① 国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している建設業者（これらの下請会社等の協力会社を含む。）
- ② 国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している建設業者（これらの下請会社等の協力会社を含む。）

(2) 助成措置の内容

① 対象となる金利

本事業による助成の対象となる金利は、災害対応建設業者が、災害対応建設機械等を購入する際に調達する資金等に係る金利とする。

② 災害対応建設機械等の要件

本事業の対象となる災害対応建設機械等は、次のいずれかに掲げる建設機械とする。

- イ) 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げるショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル
- ロ) 建設機械抵当法施行令別表に掲げる建設機械（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に営業所を有する災害対応建設業者であって当該営業所において建設機械を滅失等したものが、当該建設機械の代替として購入した場合に限る。）

(3) 助成額について

災害対応建設業者が災害対応建設機械等を購入する際に調達する資金等に係る最初の一年分の金利相当額の3分の2（ただし、年率4%を上限とする。）を助成する。

3 事務手続負担助成

基金は、国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体が本事業に係る事務を行う際は、当該事務を実施するにあたって必要とする事務手数料について、当該建設業団体に対して助成するものとする。

4 国への報告

基金は、本事業の実施状況について、毎月国土交通省に報告するものとする。

5 適正な事業を確保するための措置

基金は、本事業の実施にあたり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により本事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成25年2月26日から適用する。

(2) 本事業の期間

本事業は、平成25年3月13日から開始し、平成26年3月31日までに本事業の申請を受け付けた建設機械の購入に係る契約を対象とする。

(3) 通知内容の見直し

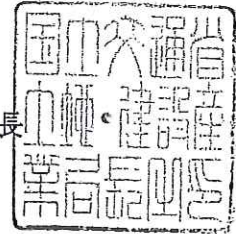
本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

(参考)

国土建第 3・8 2 号
国土建整第 2 0 4 号
平成 2 5 年 3 月 1 1 日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



地域建設業経営強化融資制度の延長について

貴基金におかれては、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）の適正な運用に努めていただいているところである。

今般、今後増加することが見込まれる全国における防災・減災対策事業の担い手となる等地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を 1 年間延長することとした。このことに伴い、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成 22 年 12 月 14 日付け国総建第 214 号、国総建整第 209 号）における社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加する措置についても 1 年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきを期するとともに、債権譲渡先及び対象工事を発注する民間事業者に対し、新事業を含めた本制度の活用のため周知徹底を引き続き図られたい。

なお、本制度の延長については、別添のとおり、関係者あてに通知したところであるので、念のため申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成 22 年 12 月 14 日付け国総建第 214 号、国総建整第 209 号）の一部を次のように改正する。

記 1 並びに記 2 (1) 及び (5) 中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則中「平成 25 年」を「平成 26 年」に改める。

附 則

この通達は、平成 25 年 2 月 26 日から適用する。

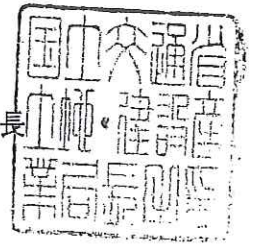
国土建第374号

国土建整第196号

平成25年3月11日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



下請債権保全支援事業の延長について

標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、平成22年3月より開始し、利用が図られてきたところであるが、中小・中堅建設企業等は建設投資の大幅な減少及び厳しい金融環境等により、依然として厳しい経営環境にあることに加え、今後、全国における防災・減災対策事業の増加が見込まれること等により、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等の保全の必要性が高まることが想定されるところである。

このため、地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、事業期間を1年間延長することとした。

ついては、本事業について、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号）の一部を次のように改正する。

記1中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則（2）中「平成25年」を「平成26年」に改める。

「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号）の一部を次のように改正する。

記1中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則（1）中「平成25年」を「平成26年」に改める。

「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について」（平成23年12月22日付け国土建第210号、国土建整第122号）の一部を次のように改正する。

記1中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則（１）中「平成２５年」を「平成２６年」に改める。

附 則

この通達は、平成２５年２月２６日から適用する。